

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年9月22日
【会社名】	株式会社メディopalホールディングス
【英訳名】	MEDIPAL HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 秀一
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目7番15号
【電話番号】	03(3517)5800(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 左近 祐史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目7番15号
【電話番号】	03(3517)5800(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 左近 祐史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年9月21日開催の当社取締役会において、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）において募集する2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議し、平成29年9月21日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、上記取締役会において未確定であった事項が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

（注）訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

□ 本新株予約権付社債券に関する事項

（ ）発行価額（払込金額）

（訂正前）

未定

（本社債の払込金額は、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、本社債の払込金額は、本社債の額面金額の100%を下回ってはならない。なお、下記（ ）記載の本新株予約権付社債の発行価格（募集価格）と本社債の払込金額の差額は、本社債の額面金額の2.5%とする。（各本社債の額面金額1,000万円）

（訂正後）

本社債の額面金額の102.5%（各本社債の額面金額1,000万円）

（ ）発行価格（募集価格）

（訂正前）

未定

（本新株予約権付社債の発行価格（募集価格）は、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、本新株予約権付社債の発行価格（募集価格）は、本社債の額面金額の102.5%を下回ってはならない。）

（訂正後）

本社債の額面金額の105.0%

（ ）発行価額の総額

（訂正前）

未定

（訂正後）

307億5,000万円及び代替新株予約権付社債券（下記（ ）に定義する。）に係る本社債の払込金額合計額を合計した額

（ ）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（訂正前）

（前略）

（2）転換価額は、当初、本新株予約権付社債に関して当社と下記八記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.2を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

（後略）

（訂正後）

（前略）

（2）転換価額は、当初、2,307円とする。

（後略）

へ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

() 手取金の総額

(訂正前)

- (1) 払込総額
未定
- (2) 発行諸費用の概算額
2,700万円
- (3) 差引手取概算額
未定

(訂正後)

- (1) 払込総額
307億5,000万円
- (2) 発行諸費用の概算額
2,700万円
- (3) 差引手取概算額
307億2,300万円

() 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(訂正前)

本新株予約権付社債の発行による手取金の用途は、以下を予定している。

(中略)

手取金総額から上記 を差し引いた金額を、2017年9月22日に行われる予定の取得価額の総額の上限を100億円とする自己株式取得の資金として充当する。

なお、自己株式の取得は2017年9月22日のみを予定しているため、買付金額の総額が上記の金額に達しない可能性がある。

手取金総額から上記 及び の合計額を差し引いて残額が生じた場合には、2020年3月末までに、システム投資資金に充当する。

また、自己株式取得に関しては、当社は、本新株予約権付社債の発行決議と同日に、2017年9月22日を取得日として取得価額の総額の上限を100億円とする自己株式取得枠の設定を決議している。なお、自己株式の取得は本新株予約権付社債の払込期日以前に行われるため、本新株予約権付社債の発行による手取金の一部は当該自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当する。

(訂正後)

本新株予約権付社債の発行による手取金総額307億2,300万円の用途は、以下を予定している。

(中略)

2017年9月22日に行われた自己株式取得の資金として、2,932,587,600円を充当する。

手取金総額から上記 及び の合計額を差し引いた残額は、2020年3月末までに、システム投資資金に充当する。

なお、自己株式の取得は本新株予約権付社債の払込期日以前に行われるため、本新株予約権付社債の発行による手取金の一部は当該自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当する。

以 上